

浜松市西部清掃工場更新事業

管理運営委託契約書 (案)

令和6年4月
(令和6年9月6日修正)

浜松市

**浜松市西部清掃工場更新事業
管理運営委託契約書**

1 業務の名称 浜松市西部清掃工場更新事業

2 業務の場所 静岡県浜松市中央区篠原町 26098 番地の1

3 業務委託料 金 円

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の想定金額 金)

(1) 固定費(委託料A)に係る対価

金

(うち消費税及び地方消費税 金)

(2) 補修費(委託料C)に係る対価

金

(うち消費税及び地方消費税 金)

(3) 変動費(委託料B)に係る契約金額

搬入廃棄物量に応じて、次の単価を基準として約款の定める計算方法により算出した金額とする。

金 円／トン

(うち消費税及び地方消費税 金 円／トン)

ただし、約款に従って支払われる運営委託料の総額は、約款第18条、第19条その他の規定により契約金額と一致しない場合がある。

(4) 運搬業務費(委託料D)の代理受領分

搬入廃棄物量に応じて、次の単価を基準として約款の定める計算方法により算出した金額とする。

金 円／トン

(うち消費税及び地方消費税 金 円／トン)

ただし、約款に従って支払われる運営委託料の総額は、約款第18条、第19条その他の規定により契約金額と一致しない場合がある。

(5) 資源化業務費(委託料E)の代理受領分

搬入廃棄物量に応じて、次の単価を基準として約款の定める計算方法により算出した金額とする。

金 円／トン

(うち消費税及び地方消費税 金 円／トン)

ただし、約款に従って支払われる運営委託料の総額は、約款第18条、第19条その他の規定により契約金額と一致しない場合がある。

4 履行期間 契約締結日から令和 31 年 3 月末日まで

5 契約保証金 約款第4条のとおり

6 支払期限等 約款第17条のとおり

上記の事業(以下「本事業」という。)に関して、発注者が受注者その他の者との間で令和 年 月 日締結後令和 年 月 日に本契約の効力が生じた基本契約書(以

下「基本契約」という。)第7条第1項の定めるところに従い、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって、公平な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約は、基本契約並びに基本契約に基づき締結される、発注者と_____、_____及び_____との間の設計建設工事請負契約と不可分一体として本事業に係る特定事業契約を構成するものとするが、本書は仮契約であって、上記設計建設工事請負契約の締結につき浜松市議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。浜松市議会で可決されず、この仮契約が本契約として成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより受注者に生ずる如何なる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

この契約の証として本書[]通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。上で

令和 年 月 日

取 入
印 紙

発注者 住所

氏名

(印)

受注者 住所

氏名

(印)

目 次

第1条 (総 則).....	1
第2条 (関連業務等の調整).....	3
第3条 (公共性及び民間事業の趣旨の尊重).....	3
第4条 (契約の保証).....	3
第5条 (業務の実施).....	4
第6条 (業務の範囲).....	5
第7条 (発注者及び関係官公署との連携)	5
第8条 (第三者の使用).....	6
第9条 (緊急時の対応等).....	6
第10条 (発注者窓口).....	7
第11条 (管理運営体制の整備).....	7
第12条 (業務の基準等).....	8
第13条 (業務計画書).....	9
第14条 (業務報告書).....	9
第15条 (発注者による業務実施状況のモニタリング)	10
第16条 (発注者による業務のは是正勧告)	10
第17条 (運営委託料の支払).....	10
第18条 (運営委託料の改定).....	11
第19条 (運営委託料の減額又は支払停止).....	11
第20条(運営委託料の返還請求).....	11
第21条 (代理受領).....	11
第22条(料金の徴収).....	12
第23条(業務の履行責任).....	12
第24条(履行遅滞の場合の損害金等).....	13
第25条(損害賠償等).....	13
第26条(第三者への賠償).....	14
第27条(保険の維持等).....	14
第28条(搬入廃棄物の搬入量と性状)	14
第29条(不可抗力によって発生した費用等の負担)	15
第30条(不可抗力による一部の業務実施の免除)	15
第31条 (法令変更によって発生した費用等の負担)	15
第32条(この契約の終了)	16
第33条(業務の引継ぎ等)	16
第34条(検査).....	17
第35条(発注者の解除権等).....	17
第36条(受注者の解除権等).....	19
第37条(不可抗力又は法令変更による契約解除)	20
第38条(権利・義務の譲渡等)	20
第39条(協議会の設置)	20

第40条(契約の変更)	20
第41条(個人情報の保護)	20
第42条(知的財産権)	21
第43条(暴力団等からの不当介入の排除)	22
第44条(遅延利息)	22
第45条(賠償金等の徴収)	22
第46条(誠実協議)	23
別紙1 モニタリング実施要領等(第15条、第16条、第19条及び第35条)	24
別紙2 運営委託料(第17条、第18条及び21条)	25
別紙3 保険(第27条)	26
別紙4 不可抗力の場合の費用分担(第29条)	27

浜松市西部清掃工場管理運営委託契約約款

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、要求水準書等(基本契約に定義された意味を有する。以下同じ。)及び事業者提案(基本契約に定義された意味を有する。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書並びに要求水準書等及び事業者提案(「管理運営業務」として示された各業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって受注者から示された業務並びにこれらの付随関連業務の履行を含むものとする。以下同じ。)を内容とする契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書の履行期間(以下「履行期間」という。)中、契約書の履行場所における要求水準書等及び事業者提案において管理運営の対象とされた各施設(以下総称して「本施設」という。)にて、要求水準書等及び事業者提案に示された本施設の管理運営業務に係る各業務(運搬業務及び資源化業務を含め、別異に解すべき場合を除き以下総称して「業務」という。)を実施し、発注者は、受注者に対し、業務の実施の対価を支払うものとする。
- 3 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とし、この契約において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、この契約の該当の規定に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、基本契約又は要求水準書等において使用された用語と同一の意味を有するものとする。
- (1) 「運営委託料」とは、業務の実施の対価をいう。
- (2) 「搬入廃棄物」とは、この契約の定めるところに従って受注者が処理すべき本施設に搬入された廃棄物をいう。
- (3) 「基本契約」とは、契約書に定義されたところの、発注者が受注者その他の者との間で令和____年____月____日締結後令和____年____月____日「」に本契約の効力が生じた基本契約書をいう。
- (4) 「業務実施計画書」とは、第12条第2項に定義されたところの、運営期間を通じた業務実施に関し、要求水準書等が定める公害防止基準、環境保全基準その他の業務の基準等を遵守する、要求水準書に示された要求水準に対して事業者提案において提案された各業務を実施するに必要な事項を反映した業務実施計画書をいい、各業務の実施にあたり必要となる各種のマニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務計画書、発注者への各種報告様式等を含め、その内容については、発注者との協議により決定するものをいう。
- (5) 「業務計画書等」とは、第13条第1項に定義されたところの、各事業年度における各業務に係る業務計画書と業務実施計画書を合わせていう。
- (6) 「業務報告書」とは、第14条第1項に定義されたところの、日報、月報、年報その他の報告書をいう。

- (7) 「建設事業者」とは、第2条第2項に定義されたところの、建設JV又は設計企業兼建設企業をいう。
- (8) 「長寿命化総合計画」とは、第12条第3項に定義されたところの、施設保全計画及び延命化計画を含め、本施設の長寿命化総合計画をいう。
- (9) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然災害、公衆衛生上の事態又は騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常予見可能な範囲外のものであって、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。疑義を避けるため、搬入廃棄物の量又は性状のいずれの変動も、不可抗力に含まれないことを確認する。
- (10) 「法定率」とは、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の財務大臣の決定する率をいう。
- (11) 「暴力団」とは、第35条第2項第6号に定義されたところの、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (12) 「暴力団員」とは、第35条第2項第6号に定義されたところの、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (13) 「法令変更」とは、法律、政令、規則、省令、条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン、公的な解釈等の変更を含むが、当該変更は、法律、政令、規則又は条例の公布、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドラインの発出、公的な解釈等が本事業又は事業者に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。なお、この契約上で表示される特定の「法令」は、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正が当然に含まれる。
- (14) 「本事業」とは、契約書に定義されたところの、浜松市西部清掃工場更新事業をいう。
- (15) 「本施設」とは、第1条第2項に定義されたところの、契約書の履行場所における要求水準書等及び事業者提案において管理運営の対象とされた各施設をいう。
- (16) 「履行期間」とは、第1条第2項に定義されたところの、契約書の履行期間をいう。
- 5 この契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とし、時刻は、日本標準時とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、要求水準書等に別段の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定められたものによるものとする。
- 7 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所を静岡地方裁判所とすることに合意する。
- 10 受注者は、要求水準書等に記載された情報及びデータのほか、この契約締結時に利用し得る全ての情報及びデータを十分に検討した上で、この契約を締結したことここに確認する。受

注者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、業務の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかった旨を主張することはできない。ただし、受注者の当該情報及びデータの未入手が、要求水準書等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。

- 11 基本契約と基本契約書(案)に係る質問回答、この契約書と管理運営委託契約書(案)に係る質問回答、要求水準書等、事業者提案の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本契約と基本契約書(案)に係る質問回答、この契約書と管理運営委託契約書(案)に係る質問回答、これらの質問回答以外の要求水準書等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとする。また、履行期間中、事業者提案において要求水準書等に適合しない箇所が発見された場合には、要求水準書等に従い、受注者の責任において要求水準書等を満足させるよう事業者提案の変更を行うものとする。ただし、事業者提案が要求水準書等に示された要求水準より厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書等に優先するものとする。

(関連業務等の調整)

第2条 発注者は、受注者の実施する業務及び発注者又は発注者の発注に係る第三者の実施する他の業務(基本契約別紙5第2項記載の発注者が行う業務を含むが、これらに限られない。)が実施上密接に関連する場合において、その実施につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、発注者又は第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

- 2 受注者は、履行期間中において建設JV又は設計企業兼建設企業(以下「建設事業者」という。)が設計建設工事請負契約の定めるところに従って工事を施工しなければならないことを認識し、かつ了解の上で、この契約を履行するものであり、その施工される工事及び受注者の実施する業務がその施工又は実施上密接に関連する場合において、第11条第4項に従うほか、必要があるときは、事業者の間で、その費用及び責任で適切に調整を行い、本施設における業務の実施を継続し、発注者及び浜松市民その他本施設の利用者に損害を被らせないものとする。
- 3 発注者が、発注者の他施設と本施設の間で、廃棄物等の搬入・搬出量の調整を行う場合は、受注者は、発注者の調整に従い、発注者におけるごみ処理の適正な処理計画の実現に協力しなければならない。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第3条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の遂行にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

- 2 発注者は、業務が営利を目的とする民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(契約の保証)

第4条 受注者は、運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、運営委

- 託料を 20 で除した額の 10 分の1に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、発注者が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者が次の各号のいずれかに該当する保証を付したときは、同項の契約保証金の納付は要しない。ただし、受注者は、第3号の保証に付したときは、当該履行保証保険契約に係る保証証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する発注者が確実と認め
る金融機関
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結に
よる保証
- 3 前項の保証に係る保証金額又は保険金額(第6項において「保証の額」という。)は、運営委託
料を20で除した額の10分の1以上としなければならない。
- 4 受注者が第2項第2号から第3号までに掲げる保証のいずれかを付す場合は、当該保証は、
第35条第5項各号に規定する法律に基づき同項各号に規定する者による契約解除の場合に
ついても保証するものでなければならない。
- 5 第2項の規定により、受注者が同項第1号又は第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証
は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付した
ときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 運営委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の運営委託料を20で除した額の10
の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減
額を請求することができる。
- 7 発注者は、業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受注者の請求により、30日
以内に契約保証金を受注者に返還する。ただし、第35条第6項又は第45条の適用がある場
合にはこの限りではない。

(業務の実施)

第5条 受注者は、基本契約及びこの契約に基づき、要求水準書等及び事業者提案の定めるところに従い、本施設の管理運営体制(要求水準書等及び事業者提案の定める業務実施体制、有資格者の配置及び連絡体制並びに本施設への搬入者及び見学者等の安全確保体制を含むが、それらに限られない。以下同じ。)を整備し、業務を実施するものとする。

- 2 受注者は、業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び環境保全関係法令を含む関係法令、関連規制等を遵守するほか、発注者が定める一般廃棄物処理実施計画に従うものとする。また、受注者は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)その他関係法令を遵守し、労働者の適正な労働条件(要求水準書等の定める労働安
全衛生・作業環境管理体制整備を含むが、それらに限られない。以下同じ。)を確保しなければ

ならならず、発注者は、特に必要と認めた事項について、受注者に対して、労働条件の確保について報告を求めることができ、必要があると認めるときは、調査を行うとともに必要な措置をとるべき旨の指導を行うことができる。これらを受注者が遵守しなかったことは、受注者によるこの契約の債務不履行を構成するものとする。

- 3 業務の実施に係るユーティリティ条件は、要求水準書等に定めるとおりとし、これに従うものとする。
- 4 本施設における業務の実施過程において生成され排出される金属類その他排出物は、発注者に帰属するものとする。ただし、資源化業務によって資源化された副生成物は、要求水準書等に基づき事業者提案されかつ発注者が承諾した条件に従う。
- 5 本施設における業務の実施過程において発生する電力、熱量その他のエネルギーの権利は、発注者に帰属するものとする。
- 6 受注者は、受注者がこの契約の締結及び履行のために必要とする全ての許認可を適時に取得するものとする。ただし、発注者の取得するべきものについては、この限りではない。受注者は、発注者による許認可の申請等について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。
- 7 受注者は、業務に関する住民からの苦情等に対応し、その解決を図るものとする。この場合、発注者は、かかる紛争の解決につき、受注者に協力するものとする。受注者は、発注者が開催する地元への説明会等について支援を行い、住民等から意見等があった場合にも、住民等の求めることろを尊重して必要な措置を講ずるほか、常に適切に業務を実施することにより、住民の信頼、理解及び協力を得なければならない。
- 8 受注者は、善良なる管理者の注意をもって業務を実施するものとする。

(業務の範囲)

第6条 業務の範囲及び細目は、要求水準書等及び事業者提案に定めるとおりとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、受注者は、本施設の基本性能及び機能を維持するため又は本施設を円滑に管理運営するために必要な措置を適時に講ずるものとする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者は、必要と認める場合(本施設からの蒸気供給先の追加、変更その他余熱利用業務の範囲の変更を含むが、これに限られない。)は、受注者に対する通知をもって業務のいずれか又はその全ての範囲の変更に係る協議を求めることができるものとし、受注者は、当該通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。この場合における業務範囲の変更及びそれに伴う運営委託料の変更等については、当該協議において決定するものとする。

(発注者及び関係官公署との連携)

第7条 受注者は、平常時及び緊急時の発注者及び関係官公署との連絡体制を整備の上、発注者及び関係官公署との連携を密にし、発注者又は関係官公署の指導等があった場合には、受注者は、事業者提案で別段の提案がなされ、かつ当該提案を発注者が認めた場合でない限り、

これに従うものとする。

- 2 受注者は、発注者が行う業務に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、発注者の指示により必要な書類・資料等を受注者の費用負担で作成して提出しなければならない。なお、受注者が行う業務に係る申請に関しては、受注者の責任により行う。
- 3 受注者は、業務に関して、発注者及び所轄官庁が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応する。なお、所轄官庁からの報告、記録、資料提供等の要求があった場合には、速やかに発注者に通知の上、発注者の指示に従って対応するものとする。
- 4 受注者は、発注者に対し、要求水準書等及び事業者提案に定めるところに従い、情報管理業務の実施として定期報告を行うほか、業務に関して、発注者が指示する報告、記録、資料等を速やかに提出し、また、発注者が受注者による本施設の運転や設備の点検等を含む業務全般に対する監査、検査等を行う場合には、受注者は、当該監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。

(第三者の使用)

第8条 受注者は、事業者提案に従って業務(法令等に従い再委託が禁止されているものは除かることを確認する。)の全部又は一部を再委託するものとする。ただし、受注者は、業務のうち、運搬業務又は資源化業務を事業者提案に基づき運搬企業又は資源化企業をして実施させる場合には、受注者及び運搬企業又は資源化企業と発注者との間で、運搬又は資源化に係る各三者契約をそれぞれ締結の上、その定めるところに従ってこれを実施するものとする。

- 2 受注者は、事業者提案で明示された者以外の者に業務の一部を実施させる場合は、事前に発注者の承諾を得るものとし、これを変更する場合も同様とする。
- 3 受注者が業務の一部を第三者に対して委託(第1項ただし書の定めるところに従って締結された三者契約に基づき運搬企業又は資源化企業に運搬業務又は資源化業務を実施させる場合を含む。以下同じ。)する場合、第三者への委託は全て受注者の責任において行うものとし、業務に関して受注者又はその受注者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て受注者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

(緊急時の対応等)

第9条 受注者は、要求水準書等及び事業者提案に従い、地震・火災等の災害、火災・爆発等の事故、機器の故障等の本業務の中止をもたらす可能性があるあらゆる事象に対応する緊急対応マニュアル(要求水準書等に定めるBCP(事業継続計画)及び急病人発生時の対応マニュアルを含む。以下同じ。)を作成し、緊急対応マニュアルに基づき防災組織及び連絡体制を整備した上で、これらが適切に機能するように定期的に防災訓練等を発注者に事前に連絡して行い、その結果を発注者に報告するものとし、台風・大雨等災害による被害発生時、火災及び機器の故障、停電等の事故発生時など緊急事態が生じたときは、緊急対応マニュアルに基づき、自己の費用により、人身の安全を最優先に確保するとともに、環境及び本施設へ与える影響を最小限に抑えるよう速やかに本施設の停止その他必要な措置を講じるとともに、警察、消防、

発注者を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報するほか適切な対応を行うものとする。

- 2 前項に定めるほか、緊急時対応した場合には、受注者は直ちに対応状況及び運転記録等を発注者に報告した上で、当該報告後速やかに業務が早期に復旧できるよう対応策等を記した事故報告書を作成し、発注者に提出する。
- 3 震災その他不測の事態により、搬入廃棄物想定量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況において、その処理又は搬出を発注者が実施しようとする場合、受注者は、発注者の要請に従って協力する。この場合における本施設の処理の費用については、発注者は、この契約に従って変動費により支払うものとする。

(発注者窓口)

第 10 条 発注者は、この契約の履行に関し、発注者の指定する職員(本条において「発注者窓口」という。)を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。また、発注者窓口を変更したときも同様とする。

- 2 発注者窓口は、この契約の他の条項に定める発注者の権限のほか、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行について受注者又は受注者の総括責任者に対する指示、確認、承諾及び協議
 - (2) この契約及び要求水準書等の記載内容に関する受注者の確認又は質問に対する回答
 - (3) 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督
- 3 受注者は、発注者窓口がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。発注者は、かかる受注者の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を受注者の請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、2名以上の発注者窓口を置き、第2項の権限を分担させたときにはそれぞれの発注者窓口の有する権限の内容を、発注者窓口にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 5 第2項の規定に基づく発注者窓口の指示、承諾、確認又は回答は、原則として、書面により行わなければならない。
- 6 発注者が発注者窓口を置いたときは、この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、確認、承諾、質問、回答及び解除については、要求水準書等に定めるものを除き、発注者窓口を経由して行うものとする。この場合においては、発注者窓口に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 7 発注者が発注者窓口を置かないときは、この約款に定める発注者窓口の権限は、発注者に帰属する。

(管理運営体制の整備)

第 11 条 受注者は、各業務の実施に先立って、要求水準書等及び事業者提案に基づくそれぞれの業務の実施に必要な有資格者その他人員を確保し、かつ当該業務を実施するために必要な

訓練、研修等を行うものとする。

- 2 受注者は、前項に定める研修等を完了の上、要求水準書等及び事業者提案に従い、各業務に係る総括責任者、技術管理者その他の業務担当者を設置の上で実施体制を整備し、発注者に對して、それぞれ届出等を行うものとする。
- 3 発注者は、前項に定めるところに従って届出等を受領した後、各業務の実施開始に先立って、要求水準書等及び事業者提案に従った本施設の管理運営体制が整備されていることを確認するため、要求水準書等の定める方法又は任意の方法によりそれぞれ確認することができる。
- 4 受注者は、要求水準書等及び事業者提案に基づき設計建設工事請負契約の定めるところに従って実施される本施設の試運転その他要求水準書等及び事業者提案が定める本施設の工事の完成を確認するための完成確認検査(本項において便宜上「検査」という。)までに、前各項の定めるところに従って管理運営体制を整備し、当該検査を円滑に実施させるものとする。なお、当該検査において受注者が行う本施設の試運転その他の協力はこの契約に基づく業務の実施に準じ、その過程で生ずる電力、熱量その他のエネルギーの権利並びに資源、副生成物その他有価物の帰属は、要求水準書等に別段の定めがない限り、この契約の定めるところに従う。
- 5 受注者は、業務の実施につき総括責任者、技術管理者その他の業務担当者として用いた使用人等による業務上の行為については、一切の責任を負う。
- 6 受注者は、法令で資格の定めのある業務に従事させる受注者の使用人については、その氏名及び資格について発注者に通知し、その承諾を受けなければならない。また、当該使用人を変更したときも同様とする。なお、受注者は、当該使用人及び要求水準書等により届出を要するとされた使用人以外の使用人については、発注者の請求があるときは、その氏名その他発注者の請求した事項を発注者に通知しなければならない。
- 7 発注者は、受注者が業務に着手した後に、各業務に係る総括責任者、技術管理者その他の業務担当者又はその他の受注者の使用人が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。受注者は、かかる発注者の請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を発注者の請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

(業務の基準等)

- 第 12 条 受注者は、業務の実施にあたり、要求水準書等及び事業者提案が定める公害防止基準、環境保全基準その他の業務の基準等を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、業務の実施開始に先立ち、運営期間を通じた業務実施に関し、要求水準書等が定める公害防止基準、環境保全基準その他の業務の基準等を遵守する、要求水準書等に示された要求水準に対して事業者提案において提案された各業務を実施するに必要な事項を反映した業務実施計画書(各業務の実施にあたり必要となる各種のマニュアル、各業務の実施にあたり必要な業務計画書、発注者への各種報告様式等を含め、その内容については、発注者との

協議により決定するものとし、以下総称して「業務実施計画書」という。)を、要求水準書等に従い、各業務に関して作成した上、発注者に対して提出し、発注者の承諾を得るものとする。受注者は、業務実施計画書につき、運営期間にわたり必要に応じて隨時改善を行い、改善内容について発注者の承諾を得るものとする。

- 3 受注者は、要求水準書等に従い、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き(その他の施設編)」(令和3年3月 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課)等及び設計建設工事請負契約に基づき作成される本施設の施設保全計画を踏まえ、本施設の長寿命化総合計画(施設保全計画及び延命化計画を含む。以下総称して「長寿命化総合計画」という。)の作成支援を行うものとする。受注者は、運営期間中、業務の実施による点検・検査、補修、更新、精密機能検査等の結果に基づき、長寿命化総合計画の更新支援を行うものとする。
- 4 受注者は、前項の定めるところに従って発注者の確認を得た長寿命化総合計画に基づき、本施設の基本性能(要求水準書等に定める意味を有する。以下同じ。)を發揮するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査その他業務を実施することにより本施設の長寿命化を図るほか、受注者の責任と費用負担で、本施設の改良保全や新技術の採用を隨時検討し、これを行おうとする場合には、改良保全や新技術の採用に関する計画を発注者に提案するものとし、また、発注者が改良保全や新技術の採用を計画する場合は、その検討に協力するものとする。この場合、受注者の提案内容や発注者の計画に関しては、財産処分を含め、発注者において判断し、発注者の承諾を得た範囲で実施するものとする。なお、改良保全や新技術の採用により得失が生じる場合、その費用は、要求水準書等に従い、発注者及び受注者の協議において調整する。

(業務計画書)

第 13 条 受注者は、業務実施計画書に基づき、要求水準書等及び事業者提案に従い、各事業年度における各業務に係る業務計画書(業務実施計画書と合わせて「業務計画書等」という。)を作成して、当該事業年度の業務が開始する 30 日前までに発注者に提出し、当該業務計画書等の対象期間が開始する前に発注者の承諾を受けなければならない。受注者は、発注者の承諾を受けた業務計画書等を変更しようとする場合には、発注者の承諾を受けなければならない。

- 2 発注者は、業務計画書等の確認又はその変更の承諾を行ったことそれ自体を理由として、業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

(業務報告書)

第 14 条 受注者は、要求水準書等及び業務計画書等に従い、各業務に係る業務の実施状況に關し、日報、月報、年報その他の報告書(以下「業務報告書」という。)を作成し、それぞれ所定の提出期限までに、発注者に提出の上、受注者の事業所内に所定の保管期間が満了するまで保管し、発注者又は発注者の指定する第三者の要請に応じて閲覧又は謄写に供する。

- 2 受注者は、前項に定める業務報告書のほか、要求水準書等及び業務計画書等に従い、各種

の日誌、検査結果、点検記録、報告書等を作成し、受注者の事業所内に所定の保管期間が満了するまで保管しなければならない。受注者は、発注者の要請があるときは、それらの日誌、検査結果、点検記録、報告書等を発注者の閲覧又は謄写に供しなければならない。

- 4 受注者は、前各項の定めに従うほか、要求水準書等及び事業者提案に基づく情報管理業務として業務実施計画書に従って情報管理を行う。

(発注者による業務実施状況のモニタリング)

第 15 条 発注者は、別紙1所定のモニタリング実施要領等に従い、各業務に係る実施状況並びに本施設の管理運営の状況のモニタリングを行うものとする。

- 2 発注者は、前項に基づくモニタリングのほか、受注者による業務の実施状況等を確認することを目的として、隨時、本施設へ立ち入るなど必要な行為を行うことができる。また、発注者は、受注者に対して業務の実施状況や業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。
- 3 受注者は、発注者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 発注者は、前各項の行為を行ったことを理由として、業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

(発注者による業務のは正勧告)

第 16 条 前条によるモニタリングの結果、受注者による業務の実施が基本契約、この契約、要求水準書等若しくは事業者提案又は業務計画書等を満たしていない場合(本条において「業務水準未達」という。)は、発注者は受注者に対して、別紙1所定のモニタリング実施要領等に従つて当該業務水準未達につき必要な是正勧告その他の措置を講じができるものとする。この場合、受注者は、当該措置以降に前条の定めるところに従つて発注者に提出される関連の業務に係る各種の業務報告書に、発注者が講じた是正勧告その他の措置に対する対応状況と当該業務水準未達のは正状況を記載して、発注者に対し、その報告を行うものとする。

- 2 発注者は、前条によるモニタリングの結果、必要があると認めるときは、受注者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、履行期間若しくは運営委託料を変更し、又は受注者に損失(逸失利益を除く。)が生じたときは必要な負担をするものとする。但し、第6条第3項に基づく場合はこの限りでなく、また、不可抗力が生じた場合は、第 29 条、第 30 条及び第 37 条の定めるところに従い、さらに、業務水準未達又はそのおそれが認められる場合は、前項及び別紙1所定のモニタリング実施要領等に従う。

(運営委託料の支払)

第 17 条 発注者は、業務の実施の対価として、受注者に対して、別紙2所定の算定方法、スケジュール及び支払方法に従い、運営委託料を支払うものとする。当該運営委託料には、業務の実

施にあたって必要となる一切の費用が含まれるものとし、別段の定めがある場合を除くほか、報酬、費用、手当、経費その他名目の如何を問わず、受注者は、発注者に対し、他に何らの支払も請求できないものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、第9条の定めるところに従って受注者が本施設の運転停止等を行った場合、発注者は、理由の如何にかかわらず、運営委託料のうちの固定費から当該運転停止等により受注者が支払を免れた費用を、運営委託料から控除して支払を行うことができるものとする。この場合、受注者の責めに帰すべき運転停止等に基づく発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者は、運営委託料の支払にあたり、受注者から発注者への支払が必要な場合、当該支払必要額を運営委託料から差し引いた上で、これを支払うことができる。
- 4 受注者は、発注者が運営委託料の支払を遅延したときは、その支払うべき額について遅延日数に応じ、法定率の割合による遅延損害金の支払を発注者に請求することができる。

(運営委託料の改定)

第 18 条 前条にかかわらず、運営委託料は、別紙2所定の改定方法のとおりに改定される。

(運営委託料の減額又は支払留保)

第 19 条 第 15 条による発注者の業務実施状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、発注者は、別紙1所定のモニタリング実施要領等に定めるところに従って受注者に対して支払うべき運営委託料の支払につき、減額又は支払留保することができるものとする。

(運営委託料の返還請求)

第 20 条 受注者が作成する各業務報告書に虚偽の記載があることが、当該業務報告書に基づく運営委託料の支払後に判明した場合、発注者は、受注者に対し、当該虚偽記載がなければ発注者が減額し得た運営委託料の相当額の返還を請求することができる。この場合、受注者は、当該減額されるべき運営委託料を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、法定率の割合で計算した額の違約金を付するものとする。

(代理受領)

第 21 条 受注者は、業務のうち、運搬業務又は資源化業務を事業者提案に基づき運搬企業又は資源化企業に実施させる場合、発注者から当該企業に対して支払われる対価を当該企業から授権を受けた代理人として代理受領するものとする。なお、当該企業に対する対価の算定方法は、当該企業を含む三者契約別紙所定の算定方法、スケジュール及び支払方法のとおりとする。

- 2 受注者は、前項の規定により他の事業者のために代理人として代理受領するにあたり、当該事業者の提出する支払請求書に受注者が当該事業者の代理人である旨明記せるものとする。

(料金の徴収)

第 22 条 受注者は、次の各号の定め並びに要求水準書等又は発注者が別途定めるところに従い、自己搬入者から発注者が定める料金を徴収の上、善良なる管理者の注意をもって取扱い、発注者の指示する方法で発注者に納付するものとする。

- (1) 受注者は、搬入者に対し受付管理を行い、料金を徴収の上、その都度、支払者に対し、領収書を発行し、その写しを保存しなければならない。
 - (2) 受注者は、前項の定めるところに従い徴収された料金に関する会計については、独立した会計を設け、経理を明確にしなければならないものとし、料金の徴収に係る経理を明らかにした書類を整備し、履行期間満了の日に発注者に引き渡すものとする。
 - (3) 受注者は、第1号所定の領収書の写し、前号所定の帳簿類及び料金の徴収を確認できる書類に基づき、調定を行い、発注者が別途定めるところに従い、発注者の定める様式の報告書を提出することにより発注者に報告しなければならない。
 - (4) 受注者は、前各号に基づく手数料の徴収事務に使用する印鑑を、この契約の締結後、直ちに発注者に届け出るものとし、届け出た印鑑を変更しようとするときは、あらかじめ発注者に届け出なければならない。
- 2 受注者は、前項に基づき徴収した料金ごとに、年月日時分、搬入者、ごみ種別、積載重量、車両形式、車両番号、徴収料金その他必要な事項を記録するとともに、要求水準書等又は発注者が別途定めるところに従い、月 1 回、業務報告書に記載することにより発注者に報告するものとする。なお、徴収した料金は、その全額を、納入通知書及び領収証書によって、発注者が指定する銀行に納入するほか、発注者の定める方法によって発注者へ引き渡さなければならない。
- 3 発注者は、必要があると認める場合には、前各項の料金徴収業務につき、受注者を検査することができる。

(業務の履行責任)

第 23 条 受注者は、本施設の基本性能が発揮されるよう業務を履行する責任を負うものとし、理由の如何を問わず、本施設の基本性能が発揮されていないことはこの契約に基づく業務の不完全履行を構成し、これを直ちに改善する義務を負い、改善するまで第 24 条に基づく損害金を支払う。ただし、第4項の適用がある場合は、この限りでない。

- 2 本施設の基本性能を確認するため、受注者は、要求水準書等に従い、設計建設工事請負契約に定める工期の終了直後に到来する事業年度から、少なくとも3事業年度に1回の頻度で精密機能検査を発注者の承諾を得た精密機能検査計画書に基づき実施し、その検査結果を隨時発注者に提出するものとする。なお、詳細な検査実施項目について、受注者は、発注者と事前に協議の上で決定するものとする。
- 3 受注者は、業務の実施過程で、次のいずれかの場合に該当し又はその疑義が生じたときは、自ら又は発注者の請求に基づき、要求水準書等及び契約不適合確認要領書に従い、自己の費用で検査(精密機能検査、性能確認試験を含む。以下同じ。)を実施し、その結果を書面で報

告するものとする。

- (1) 運転上又は安全衛生上支障がある事態が発生した場合
 - (2) 設計上(材質も含む。)、構造上・施工上の欠陥が発見された場合
 - (3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
 - (4) 性能に著しい低下が認められた場合
 - (5) 主要装置の耐用が著しく短い場合
- 4 前項の検査の結果において本施設の基本性能が確保されていないことが判明した場合、受注者は、これを改善して当該本施設の基本性能を発揮せしめるべく必要な措置を自己の費用と責任で講じるものとする。ただし、設計建設工事請負契約第42条に基づき建設事業者に契約不適合責任を追及できると認められる場合、受注者は、発注者に対し、設計建設工事請負契約に従って建設事業者に対して契約不適合責任を請求することを求めることができる。この場合、受注者は、契約不適合の存在の証拠その他必要な資料を作成するほか、発注者が建設事業者に対して契約不適合責任を請求するために必要な協力をう。
- 5 発注者は、第34条の規定による明渡しから10年以内に、第3項各号のいずれかに該当する場合のみならず、いずれかの本施設の基本性能が確保されていないと認められるときは、これを改善して当該本施設の基本性能を発揮せしめるべく、受注者に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、本項の適用に関して第34条第5項に基づく別段の合意がある場合には、この限りでなく、当該合意の定めるところに従う。
- 6 受注者は、前項に基づく発注者に対する義務を履行するため、第34条の規定による明渡しから10年を経過するまで解散してはならない。ただし、受注者が前項に基づく発注者に対する義務を建設事業者、運営企業その他発注者が合理的に満足する第三者に承継せしめた場合には、この限りではない。

(履行遅滞の場合の損害金等)

第24条 履行期限の定めのある業務に関し、受注者の責めに帰すべき事由により当該履行期限内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、当該業務に係る運営委託料の額につき、遅延日数に応じ、法定率の割合で計算した額とする。

(損害賠償等)

第25条 受注者は、本施設を損傷し、又は滅失したときその他この契約の受注者による違反により発注者に損害が生じたときは、この約款に別段の定めがある場合を除くほか、当該損害の一切を発注者に賠償しなければならない。ただし、当該損害(第27条の定めるところに従って付保された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者への賠償)

第 26 条 業務の履行に関して第三者に損害が生じたときは、受注者は当該損害の一切を当該第三者に賠償しなければならない。ただし、当該損害(第 27 条の定めるところに従って付保された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 発注者は、前項の定めるところに従って受注者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(保険の維持等)

第 27 条 業務の実施にあたり、運営期間の全期間にわたり、受注者は、別紙3所定の保険を付保し、かつ、維持するものとする。

2 受注者は、前条に基づき維持すべき保険を付保した場合又は更新若しくは書替継続した場合には、速やかに当該保険の保険契約及び保険証券の写しを発注者に提出してその確認を得るものとする。

(搬入廃棄物の搬入量と性状)

第 28 条 発注者は、受注者に対してこの契約、要求水準書等及び事業者提案に基づき処理する搬入廃棄物の量について、何ら保証するものではない。発注者は、第 17 条の定めるところに従って運営委託料を受注者に支払えば足りるものとする。

2 搬入廃棄物の性状が、要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内にとどまっている限り、受注者は、搬入廃棄物の性状の変動を原因とする運営委託料(変動費の単価の見直しを含む。)の変更及びその他費用の負担を請求することはできない。

3 履行期間のいずれかの一事業年度につき、搬入廃棄物が要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲を逸脱した場合において、当該計画ごみ質の範囲を逸脱した搬入廃棄物を受注者がこの契約に基づき処理するために要した費用のうち、当該計画ごみ質の範囲内の搬入廃棄物の処理費用と比した増加分を受注者が合理的に説明し、発注者が当該説明の内容を同意したときは、受注者は、当該増加分について、当該事業年度の第4四半期の運営委託料の支払いに加算すること等について発注者に協議を申し入れることができる。

4 前項に規定する以外の搬入廃棄物の性状に係る項目の変動による運営委託料の見直しは行わない。

5 搬入廃棄物の性状が要求水準書等に定める計画ごみ質の範囲内か否かの判断は、一事業年度を単位として当該事業年度全体で行う。この場合において、当該判断に必要なデータの収集、検査等は全て受注者の費用において実施する。

6 前項に規定するデータの収集、検査等の具体的な実施方法、実施頻度等は、発注者と受注者が協議して定める。

7 前2項の規定に基づき得られたデータや検査結果等を、発注者と受注者が協議して定める頻

度及び内容で、発注者に報告しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第 29 条 不可抗力が発生した場合、受注者は、次の各号の定めに従うほか、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力するとともに、不可抗力の発生に起因して受注者に損害・損失や増加費用が発生した場合、受注者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知するものとする。

- (1) 受注者は、不可抗力により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、発注者と協議の上、業務の全部又は一部を中止することができる。
 - (2) 発注者は、不可抗力により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、受注者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。
- 2 発注者は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で発注者と受注者の協議を行い、不可抗力の判定並びにこの契約の変更、費用負担その他必要な対応措置を決定するものとする。
- 3 前項に規定する協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から 60 日以内にこの契約の変更、費用負担その他必要な対応措置についての合意が成立しない場合、発注者は、不可抗力に対する合理的な対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の費用負担は、別紙4所定の負担割合によるものとする。

(不可抗力による一部の業務実施の免除)

第 30 条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、受注者は不可抗力により影響を受ける限度においてこの契約に定める義務を免れるものとする。

- 2 第 29 条第1項第2号又は第3号に基づき業務を中止した場合その他受注者が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、発注者は、受注者との協議の上、受注者が当該業務を実施できなかつたことにより免れた費用分を運営委託料から減額することができるものとする。この場合において、発注者は当該業務を実施できなかつたことにより受注者に生じた損失を負担しない。

(法令変更によって発生した費用等の負担)

第 31 条 履行期間中に法令変更が行われた場合、受注者は、次に掲げる事項について発注者に報告するものとする。

- (1) 受注者が受けすこととなる影響
 - (2) 法令変更に関する事項の詳細(法令変更に伴い本施設の改造等が必要な場合には、その費用の見積もりを含む。)
- 2 発注者は、前項の定めによる報告に基づき、本施設の改造等、この契約の変更、費用負担その他の報告された事態に対する対応措置について、速やかに受注者と協議するものとする。

3 前項に規定する協議にかかるらず、協議開始の 60 日以内に対応措置についての合意が成立しない場合、発注者は、法令変更に対する合理的な対応措置を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い業務を継続するものとし、この場合の増加費用の負担は、次のとおりとする。

(1) 発注者は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用を負担する。

ア 業務に直接影響を及ぼす法令変更(ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。)

イ 税制度に関する法令変更のうち、業務に直接影響を及ぼす税制度の新設・変更に関するもの

(2) 受注者は、次の各号所定の法令変更に起因する増加費用及び損害を負担する。

ア 第1号ア所定の法令変更以外の法令変更(ただし、税制度に関する法令変更を除くものとする。)

イ 第1号イ所定の法令変更以外の税制度に関する法令変更

(この契約の終了)

第 32 条 この契約は、次の各号の所定のいずれかが早く到来した日をもって終了する。ただし、各当事者は、この契約の終了により、終了時においてすでにこの契約に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生したこの契約に基づく責任を免除されるものではなく、また、この契約の終了は、この契約終了後も継続することがこの契約において意図されている一方当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

(1) 履行期間の満了日

(2) 発注者又は受注者によるこの契約に基づく解除権行使の効力発生日

(3) 発注者及び受注者の間で成立した合意解約の効力発生日

(業務の引継ぎ等)

第 33 条 受注者は、この契約の終了に際し、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、要求水準書等及び事業者提案に定める条件を遵守し、次項の定めるところに従って決定された詳細条件に従い、自己の費用で業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 前項の業務の引継ぎ等にあたり、受注者は、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、本施設の円滑な管理運営に必要な機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を履行期間中に完了した上で、本施設の最新の取扱説明書、業務に関してこの契約に基づき作成されたマニュアル、計画書、報告書等その他業務の実施に必要な図書等を引き渡すものとする。なお、かかる教育指導計画書及び受注者が引き渡すべき図書等は、受注者が予め作成し、発注者の承諾を得なければならない。

3 前各項に基づく業務の引継ぎその他この契約の終了時における本施設の明渡しの詳細条件は、発注者及び受注者の協議により決定されるものとし、かかる協議は履行期間の15年目に開始されなければならない。なお、かかる協議の開始にあたり、受注者は、発注者に対し、かかる協議に付すべき素案を作成して提出するものとする。

(検査)

- 第 34 条 受注者は、この契約の終了までに、要求水準書等及び事業者提案に定めるところに従い、要求水準書等が定める条件及び前条第3項の定めるところに従って決定された詳細条件を満たして本施設を明け渡さなければならない。
- 2 受注者は、この契約の終了にあたり、その日から起算して 30 日前までに(契約解除の場合には、この契約の解除日から直ちに)、本施設が要求水準書等の定める基本性能に関する条件を満足することを要求水準書等及び事業者提案に定める試験、検査等を実施して確認の上、本施設の発注者への明渡しの準備を整え、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員は、前項の通知を受けたときは、その通知を受領後 14 日以内に検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 前項の検査の結果、不合格のものについては、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて補修若しくは部品・消耗品等の交換を請求し、又はかかる請求に代え若しくはかかる請求とともに損害の賠償を請求することができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、発注者が認めた場合において、発注者と受注者の間で別段の合意が成立したときは、当該合意に従い、受注者は要求水準書等の定める条件を満たして本施設を継続して使用可能な状態に回復せずに、別途発注者が定める状態で発注者に対して本施設を明け渡すことができるものとする。

(発注者の解除権等)

- 第 35 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合において相当の期間を定めてその履行その他のは是正(本条及び次条において「履行等」という。)を求める旨の催告をし、その期間内に履行等がないときは、この契約の全部又は一部を直ちに解除することができる(ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。)。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

- (1) 受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 受注者が業務の実施その他この契約の履行に関し、要求水準書等又は事業者提案に履行期限の定めがある場合において、当該履行期限までにこれを終了しないとき又は終了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 受注者が正当な理由なく、第23条の業務の履行責任が果たされず又は第34条第4項の請求に応じないとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

- (6) 受注者又はその代理人若しくは使用人が発注者に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合において、発注者が相当期間を定めて是正勧告を行ったにもかかわらず、当該相当期間内に是正されないとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。
- (1) 民法第542条に該当するとき。
 - (2) 第36条又は第37条によらないで受注者からこの契約の解除を申し出たとき。
 - (3) 受注者が第38条第1項の規定に違反し、第三者に委託料に係る債権を譲渡し、承継し、又は担保に供したとき。
 - (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当するとき。
 - (5) 第15条による各業務に係る実施状況並びに本施設の管理運営の状況のモニタリングの結果その他この契約の履行状況等に基づき、別紙1記載のモニタリング実施要領等の定めるところに従ってこの契約を解除することができるとき。
 - (6) 受注者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
 - (7) この契約に関して、受注者が基本契約第14条第3項第1号に定めるいずれかに該当するとき。
 - (8) 受注者が基本契約第14条第3項第2号に定めるいずれかに該当するとき。
 - (9) 発注者が基本契約を解除したとき(基本契約第14条第6項の規定により発注者が解除したとみなされる場合を含む。)。
- 3 発注者は、前各項の規定によるほか、基本契約が終了した場合その他必要がある場合は、この契約を解除することができる。この場合において、発注者は、本項の規定によりこの契約を解除したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、基本契約第14条第3項の定めるところに従って発注者が基本契約を解除したとみなされる場合を含む。)その他この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者に責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、運営委託料を20で除した額の10分の1(第2項第7号に該当する場合は、10分の2とする。)に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、この場合(次項の規定により本項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。なお、発注

者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、受注者は、直ちに、その超える金額を発注者に支払わなければならない。また、第2号に該当する場合(次項に基づき同号に該当する場合とみなす場合を含む。)、本項に基づく受注者の支払債務を基本契約第14条第8項の定めるところに従って他の事業者も連帯して負担することを確認する。

- (1) 第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

5 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

6 第4項の場合(第2項第6号又は第8号の規定により、この契約が解除された場合を除き、前項の規定により第4項第2号に該当するものとみなされる場合を含む。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第4項の違約金に充当することができる。

7 発注者は、この契約の終了後に第4項の違約金及び賠償金を請求する場合において、受注者が既に解散しているときは、代表企業又は受注者の株主であった者に対して当該賠償金の支払を請求するものとする。この場合において、代表企業及び受注者の株主であった者は、共同連帯して当該違約金及び賠償金を支払う責任を負うものとする。

8 第1項各号又は第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第1項又は第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の解除権等)

第 36 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行等の催告をし、その期間内に履行等がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約の全部を解除することができるものとする。

- (1) 発注者が正当な理由なくこの契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、受注者による通知の後30日以内に当該違反を是正しない場合
- (2) 発注者の債務不履行により本事業の目的を達成することができないと認められる場合
- (3) 発注者の責めに帰すべき事由により受注者が基本契約を解除したとき。

3 受注者は、前各項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損

害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、この契約以外の特定事業契約に基づき発注者から損害を賠償された場合はこの限りでない。

- 4 前各項に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前各項の規定による契約の解除をすることができない。

(不可抗力又は法令変更による契約解除)

第 37 条 発注者又は受注者は、不可抗力の発生又は法令変更により、業務の実施が著しく困難であるか又は過分の費用が生じると認められる場合に、第 29 条第2項又は第 31 条第2項の定める協議の上で、この契約を解除できるものとする。

(権利・義務の譲渡等)

第 38 条 受注者は、発注者の文書による承認を得ないでこの契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。ただし、基本契約第9条第5項に定める場合又は事前に発注者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

- 2 第1項の発注者の文書による承諾があった場合においては、受注者は、発注者が指定する事項をその第三者に遵守させるための措置を講じなければならない。

(協議会の設置)

第 39 条 発注者と受注者は、業務を円滑に実施するため、必要に応じて情報交換や業務の調整を図る協議会を設置することができる。設置する場合の詳細については、発注者と受注者の協議により別途作成する設置要綱にて定める。

- 2 発注者と受注者は協議の上、前項の協議会に、関連する企業、団体、外部有識者等を参加させることができるものとする。

(契約の変更)

第 40 条 業務に関し、業務の前提条件や内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、発注者と受注者の協議の上、この契約の規定を書面で合意することにより変更することができるものとする。

(個人情報の保護)

第 41 条 受注者は、業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成し、又は取得した個人情報(本条において「個人情報」という。)の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) この契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。

- (4) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (5) 各業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (6) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置かなければならない。
- (7) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩し、破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。
- (8) 本条に違反する事態が生じたとき若しくは生ずる恐れがあることを知ったとき又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。

(知的財産権)

- 第 42 条 受注者は、受注者が本施設を稼動させて、業務を実施するために必要な特許権等の工業所有権の対象となっている技術等の実施権又は使用権(発注者から許諾されるものを除く。)を、自らの責任で取得するものとする。ただし、発注者が当該実施権等の使用を指定し、かつ受注者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用(損害賠償に要するものを含む。)を負担しなければならない。
- 2 受注者は、運営委託料が、前項の特許権等の実施権又は使用権の取得の対価並びに第4項の規定に基づく成果物及びその使用に対する対価を含むものであることを確認するものとする。発注者は、発注者が受注者に実施又は使用させる特許権等に関しては、その実施又は使用許諾の対価を受注者に請求しない。
 - 3 発注者が、この契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等の著作権及び他の知的財産権は、発注者に留保されるものとする。
 - 4 受注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して提供した情報、書類、図面等(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 10 条第1項第9号に規定するプログラムの著作物及び著作権法第 12 条の2に規定するデータベースの著作物を含む。本条において、「提供書類等」という。)に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。発注者は、提供書類等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により自己又は第三者をして利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。受注者は、自ら又は権利者をして、当該著作権及びその他の知的財産権を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 5 受注者は、発注者及びその指定する第三者による前項に基づく提供書類等の自由な使用等が、第三者の有する著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとし、如何なる場合でも発注者及びその指定する第三者に損害、損失、費用等を被らせないものとし、

発注者又はその指定する第三者が提供書類等の使用等に付隨し又は関連して損害、損失、費用等を被ったときは、その全額を補償する。

- 6 前項の定めに従うほか、受注者は、その作成する提供書類等が、第三者の有する著作権又は著作者人格権を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその一切の賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第 43 条 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団、暴力団の関係者(本条において「暴力団関係者」という。)、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等(本条において「暴力団等」という。)からの不当要求又は業務妨害(本条において、「不当介入」という。)を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間内に業務を履行することができないおそれがある場合には、発注者と協議しなければならない。
- 4 受注者は、前項の規定による協議の結果、履行期間内に業務を履行することができないと発注者が認めた場合には、履行期間の延長等の措置を発注者に請求するものとする。
- 5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 6 受注者は、前項の被害により、履行期間内に業務を履行することができないおそれがある場合には、発注者と協議しなければならない。
- 7 受注者は、前項の規定による協議の結果、履行期間内に業務を履行することができないと発注者が認めた場合には、被害届受理証明書を添えて、履行期間の延長等の措置を発注者に請求するものとする。

(遅延利息)

第 44 条 受注者がこの契約に基づき行うべき発注者への支払を遅滞した場合、受注者は、未払い額につき遅延日数に応じ、法定率の割合で計算した額の遅延利息を付した上で、発注者に対して支払うものとする。

(賠償金等の徴収)

第 45 条 受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、発注者の支払うべき運営委託料及び受注者の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(誠実協議)

第 46 条 この契約の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、発注者及び受注者は、誠実協議の上、これを定めるものとする。

以 上

別紙1 モニタリング実施要領等(第15条、第16条、第19条及び第35条)

※モニタリング実施計画説明書より転記する。

以 上

別紙2 運営委託料(第17条、第18条及び21条)

※具体的な金額及び支払スケジュールは事業者提案による。

以 上

別紙3 保険(第27条)

受注者は、以下の内容の保険に加入し、又は委託先をして加入させることとし、保険契約締結後、すみやかに保険証書の写しを発注者に提出するものとする。

1 第三者賠償責任保険

付保対象:業務に伴い第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合
に被る損害

付保期間:運営期間

保険金額:【提案による】

その他:発注者を追加被保険者とする保険契約とすること

2 その他

受注者は、事業者提案による保険(もしあれば)への加入を自ら手配し又は委託先をして加入させ、その保険料を自ら負担し又は委託先をして負担させなければならない。

以上

別紙4 不可抗力の場合の費用分担(第29条)

不可抗力が生じた場合、一事業年度中に発生した増加費用又は損害の累計で、一事業年度の運営委託料金額の100分の1に至るまでは受注者が負担するものとし、これを超える額については発注者が負担するものとする。ただし、第27条に記載される保険に基づき発注者以外の被保険者が不可抗力により保険金を受領した場合で、当該保険金の額が上記の受注者の負担額を超えるときは、当該超過額は、発注者の負担額から控除するものとする。

以上